

健康経営埼玉推進協議会ワーキンググループ運営要綱

(開催の目的)

第1条 健康経営埼玉推進協議会（以下「推進協議会」という。）の事業について、具体的な検討を行い、その施策の具現化を図っていくため、健康経営埼玉推進協議会ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(構成)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる者により構成する。各構成団体は別紙1のとおりとする。

(1) 公的機関等

(2) 保険者

2 ワーキンググループの委員の任期は2年とする。ただし、任期の満了の1か月前までに、事務局に委員変更の申し出がない場合は、さらに2年延長されるものとし、その後も同様とする。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第3条 推進協議会会長がワーキンググループを開催する。

(費用の負担)

第4条 ワーキンググループの運営等に関する経費については、事務局が負担する。ただし、個別の費用の負担方法について、委員間の協議により別に定めることができるものとする。

(事務局)

第5条 全国健康保険協会埼玉支部内に事務局を置く。

(守秘義務)

第6条 ワーキンググループの委員は、ワーキンググループの事業により知り得た秘密事項については、その一切について守秘義務がある。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 ワーキンググループの委員は、ワーキンググループの事業により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）の個人情報を開示者の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項については、ワーキンググループの委員間において協議のうえ定める。

附則

この要綱は令和5年8月1日から施行する。

別紙1（第2条関係）

（1）公的機関等

名 称
埼玉労働局
埼玉県
さいたま市

（2）保険者

名 称
全国健康保険協会埼玉支部
健康保険組合連合会埼玉連合会

別紙2

ワーキンググループ委員届

年 月 日

健康経営埼玉推進協議会長 様

(団体名)

(所在地)

(代表者名)

印

下記のとおり、ワーキンググループ委員を届け出ます。

記

役職名	氏名

以上

ワーキンググループ委員 変更届

年 月 日

健康経営埼玉推進協議会長 様

(団体名)

(所在地)

(代表者名)

㊟

下記のとおり、ワーキンググループ委員の変更を届け出ます。

記

(変更前)

役職名	氏名

(変更後)

役職名	氏名

変更年月日

以上